



あいつぐ高額賠償決定

# 「自転車加害者」に!

「小5 自転車衝突で女性寝たきり、母親に9500万円賠償命令」——。神戸地裁が7月4日に出した判決に、「もし、うちの子が加害者になったら……」と不安をおぼえた人もいるのではないか。自転車も一歩間違えば重大事故の加害者になる。万一に備える保険を考えてみたい。 ジャーナリスト 柳原三佳

## 家庭を破滅させない保険術

その事故は発生当初、新聞記事にもならなかった。2008年9月22日の夜

当時小学5年生だった少年は、マウンテンバイクに乗り、神戸市北区の住宅街の坂道を時速20〜30kmのスピードで下っていた。そのとき、知人の散歩に付き添って歩いていた女性(67)に衝突。女性ははずみで約2m飛ばされて頭を強く打ち、脳挫傷の重傷。5年後の現在も意識不明で遷延性意識障害(いわゆる植物状態)が続いている。

被害者側は介護費用や逸失利益など約1億5000万円の支払いを求めて裁判を起こした。法廷で少年の母親側は、「危険な走行はしておらず、日ごろから指導もしていた」と主張したが、田中智子裁判官は「少年の前方不注意が事故の原因」と認定。さらに、少年がヘルメットを着用していなかったことなどから「事故を起こさないよう子どもに十分な指導をしていなかった」として、少年の母親(40)

に対し、計9500万円(被害者に3500万円、すでに傷害保険金を被害者に支払っていた損保会社に6千万円)を賠償するよう命じた。

「子どもが起こした事故なのに厳しすぎる」

「自転車事故で9500万円は高すぎるのでは?」

この判決をとりあげたテレビ番組に出演したコメンテーターの発言やネット上の書き込みには、そんな意見も散見された。

しかし、自転車は道路交通法上、れっきとした「軽車両」だ。たとえ子どもであっても、公道を走る以上は「車両」の運転者として交通ルールを守らなければならないし、被害者側からすれば、加害者が子どもであらうと大人であらうと、損害に見合った賠償を受けるのは当然なのだ。

自転車はどちらかといえば「交通弱者」のイメージが強い。しかし実際に、交通ルールを無視した運転で「加害者」となる深刻な事

やなぎはら・みか 交通事故、保険制度、司法問題などを取材。著書に『自動車保険の落とし穴』(朝日新書)、『卷子の言霊』(講談社)、『家族のもとへ、あなたを帰す』(WAVE出版)など

高額化する自転車加害事故の賠償金

賠償額	概要
9500万円	坂道を下ってきた小学5年生の自転車が、歩行者の女性に衝突。女性(67)は遷延性意識障害で要介護状態に。(神戸地裁・2013年・判決)
7000万円	新聞配達中の自転車が、路側帯を歩行中の女性(72)に衝突。女性は脳挫傷による高次脳機能障害を負い要介護状態に。(東京地裁・2011年・和解)
6779万円	ペットボトルを片手に、減速せずに下り坂を走ってきた自転車が、横断歩道を横断中の女性(38)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡。(東京地裁・2003年・判決)
5000万円	携帯電話を操作しながら無灯火で走行していた女子高校生の自転車が、前方を歩行中の女性看護師(57)と衝突。女性には手足のしびれや歩行困難など重い障害が残った。(横浜地裁・2005年・判決)
4043万円	赤信号の交差点を横断していた男子高校生の自転車が、男性(62)のオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。(東京地裁・2005年・判決)
3138万円	歩道から交差点に無理に進入した男子高校生の自転車が、女性(60)の自転車で衝突。女性は頭蓋骨折で9日後に死亡。(さいたま地裁・2002年・判決)

(日本損害保険協会、交通事故弁護士全国ネットワークの資料などをもとに編集部で作成)

故も多発している。12年に発生した自転車乗車中の交通事故事件数は13万2048件。交通事故全体の約2割にのぼる。そのうち、自転車が加害者になったケースは2万891件だった。過失割合は定かではないが、自転車対歩行者の事故は2625件(うち死亡事故5件)、自転車対二輪車の事故は7854件(うち死亡事故14件)、自転車対自転車の事故は3260件発生している。

加害事故を起こした自転車の法令違反の内訳は、①安全運転義務違反(安全不確認等)②一時不停止③信号無視、の順となっている。ちなみに、自転車は車道を左側通行するのが原則で、「自転車通行可」の標識などが出ているところをのぞき、歩道はあくまでも歩行者優先。だが実際には、歩道を走る自転車は日常の風景だ。もちろん、自転車での飲酒運転も道路交通法で禁止されている。自転車といえ

未成年でも直接本人への請求も

ども、法律を無視して事故を起こした運転者は「重過失致死傷罪」に問われ、懲役や罰金などの刑事罰を受けることもある。さらに、加害事故を起こすと、冒頭の判決のように被害者側から損害賠償を請求される。つまり、クルマの事故と同じく、民事上の責任もとらなければならぬのだ。

上の表に挙げたのは、自転車加害事故による高額賠償例だ。特に、被害者が重度の後遺障害を負った場合平均余命までの年数に応じた介護料がかかるため、賠償額が億単位になってもおかしくない。保険などの備えがない状態でいきなりそのような高額請求が来たらいくら被害者に誠意を示したくても、よほどの資産家でない限り破産するしかないだろう。また、中学生ぐらいいな

れば、未成年でも「責任能力あり」と判断され、親ではなく本人に直接賠償請求されるケースもある。そうなる、社会に出る前に将来の給料を差し押さえられてしまい、自分が起こした事故とはいえ過酷な人生を歩まざるを得ない。一方、自転車加害事故の被害者や遺族の中には、加害者側に十分な保険がないため、泣き寝入り強いられる人も少なくない。09年6月、東京都八王子市で起こった事故もそうだった。自転車でシルバー人材センターに向かう途中だった女性(70)と、会社員の男性(44)の自転車が、見通しの悪い住宅街の交差点で出合い頭に衝突。女性はそれほどひどく仰向けに転倒して後頭部を強打し、病院に運ばれたが、7時間半後に死亡した。男性側にけがはなかった。

保険の制度はない。この事故では、加害者男性に賠償能力がないことを知った被害者の親族は、女性が一人暮らしだったこと、また男性が誠意を示していたことから、葬儀代のみを支払いで示談に応じることにした。被害者に扶養家族がいた場合はそれで済まなかったはずだが、自転車同士の出合い頭の事故の場合、被害者と加害者の立場は紙一重でもあり、当事者としては複雑だ。

クルマの事故なら、まず自賠責保険から死亡保険金が支払われるのだが、自転車には自賠責のような強制

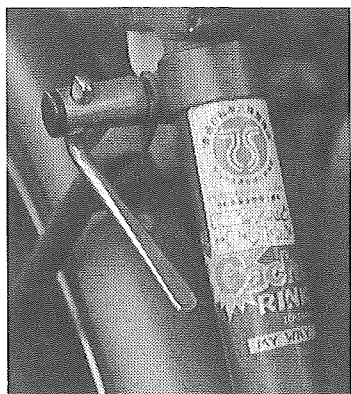
では、自分や家族が自転車に乗る場合は、万一の事故にどう備えればよいのだろうか。左の表に、自転車乗車中の交通事故に役立つ保険を、「事故の相手」と「自分」の対象ごとに分けて、おおまかにまとめた。①「個人賠償責任保険」は、他人にけがをさせたり、他人のモノを壊すなどとして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険だ。火災保険や傷害保険、自動車保険などの「特約」とい

自転車事故に備える保険

対象 保険の種類	事故の相手		自分	備考
	生命・からだ	財産	生命・からだ	
①個人賠償責任保険	○	○	×	傷害保険、火災保険、自動車保険など他の保険の特約
②傷害保険	×	×	○	
③TSマーク付帯保険	○	×	○	基準に合格した自転車に貼付(保険期間1年間)
④人身傷害補償保険	×	×	○	自動車保険に付帯

うかたちで契約することができる。保険金額が1億円でも保険料は1カ月あたり数百円という安さなので、加入しておくにあらゆるシーンで役に立つはずだ。②「傷害保険」は、相手ではなく、自分や家族がけがをしたり、死亡したりした場合に支払われる。賠償能

力のない自転車との事故によって被害者になることも想定し、わが身を守るためにこうした保険で備えておくことも大切だ。③「TSマーク付帯保険」。TSはTRAFFIC SAFETY(交通安全)の頭文字をとったもので、自転車安全整備店で購入、または点検整備を行って、基準に合格した自転車に貼られるマークのこと。点検の後、600円(赤色TSマークの場合)を支払えば、万一のとき傷害保険と最高2千万円の賠償保険が、1年の期限で支払われる。自転車にはクルマのような車検制度はないが、こうした保険で備えるためにも、年



点検整備済みの自転車に貼られたTSマーク

このように、自転車事故で役立つ保険はいくつか存在するが、意外と知られていない。それだけに、万一、自転車事故の当事者になった場合は、お互いの保険の加入状況をしっかりとすみずみまで調べることで、救済の道が開けることもある。自己判断であきらめず、早めに保険会社の窓口や弁護士に

相談することをお勧めしたい。裁判では両者の間に争いがあるものの、加害者本人がマンシヨンの火災保険に1億円の個人賠償責任保険をつけていたため、民事的にはなんとか泣き寝入りせず済みそうだという。もし加害者側がこの保険をかけていなければ、判決文は単なる紙切れにすぎなかっただろう。東さんは語る。

「自分が遺族になって気づいたのは、同じ交通事故であっても、自転車事故はどうしても軽く扱われてしまふということなんです。逆に、自転車を運転する側にも、少々の違反なら許される、保険なんていらぬという甘い考えがあるのではないのでしょうか。まずは、自分の運転で最悪のことが起こるかもしれないという想像力を持ち、ちゃんと前を見る、信号を守るなど、当たり前のルールを守ってほしいと思います。そうすれば、事故は起こらないはずなんです」

少しならの甘さ 事故につながる

10年1月、東さんの母・令子さん(当時75)は、東京都大田区の交差点で横断歩道を横断中、信号無視で突っ込んできたスポーツタイプの自転車で衝突され頭を強打した。そして、5日間生死の境をさまよった末に亡くなった。重過失致死罪(最高懲役5年)で起訴された加害者の男性には、すでに禁錮2年執行猶予3年の有罪判決

が言い渡され、現在は民事裁判中だ。裁判では両者の間に争いがあるものの、加害者本人がマンシヨンの火災保険に1億円の個人賠償責任保険をつけていたため、民事的にはなんとか泣き寝入りせず済みそうだという。もし加害者側がこの保険をかけていなければ、判決文は単なる紙切れにすぎなかっただろう。東さんは語る。